

指 導 監 査 改 善 報 告 書

法 人 名：社会福祉法人しらゆり会

施 設 名：のばたけマミー保育園、認定こども園のばたけ
保育園、認定こども園さくらづか保育園

項 目	指 摘 内 容	改善状況	
		改善時期 又は 改善予定時期	改善報告
本部会計	<p>(基本財産について)</p> <p>貸借対照表及び財産目録に基本財産として構造物が計上されているが、定款第 30 条で規定されている基本財産には構造物は規定されていないので、整合を図ること。</p> <p>【根拠法令等：定款 30 条】</p>	令和 5 年 3 月 改善予定	<p>資産登録の際に基本財産に入ってしまったのが原因である。</p> <p>3 月の予算理事会において修正した固定資産管理台帳を添付・報告し、整合をとる。</p>
	<p>(注記について)</p> <p>注記（法人全体）について、「合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受けが行われた場合には、その旨及び概要」の項目が追加されているので、経理規程第 59 条第 1 項及び第 2 項に適正に記載すること。</p> <p>【根拠法令等：平成 28 年 3 月 31 日付「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について「別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」1(4)】</p>	令和 5 年 3 月 改善予定	<p>決算書の注記については変更出来ていたが、経理規程への記載が漏れていた。</p> <p>3 月の予算理事会において、決議事項として修正した経理規程の承認を諮り改善する。</p>

* 上記改善状況に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

指導監査改善報告書

法人名：社会福祉法人しらゆり会

施設名：のばたけマミー保育園、認定こども園のばたけ
保育園、認定こども園さくらづか保育園

項目	指摘内容	改善状況	
		改善時期 又は 改善予定時期	改善報告
施設会計	(小口現金について) インフルエンザワクチン補助金(4,500円)及び災害共済給付金受診料戻金(2,303円)が小口現金の収入として処理されているが、収納した金銭は小口現金として処理するのではなく、経理規程に基づいた会計処理で行うこと。 [のばたけマミー保育園] 【根拠法令等：経理規程第25条】	令和5年 2月 改善予定	今後は経理規程に基づき、入金した金銭は収入後15日以内に金融機関に預け入れる処理を行っていく。

*上記改善状況に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。